（開会）

会　　長　本日はお忙しい中、お集まりいただきまして本当にご苦労さまでございます。

小平市都市計画審議会会長の岡田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまより平成１８年度第１回目の小平市都市計画審議会を開会いたします。

まずはじめに、事務局より４月１日付組織改正と新任委員の紹介をしていただきます。よろしくお願いいたします。

事　務　局　皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

はじめに、事務局の紹介をさせていただきます。前任の出口にかわりまして、まちづくり課長に就任いたしました清水です。よろしくお願いいたします。

４月１日付け組織改正により、まちづくり課が都市建設部から都市開発部の所属となりました。小平市都市計画審議会条例も改正されまして、審議会の庶務は、都市開発部において処理することになりました。

都市開発部長を紹介させていただきます。

事　務　局　どうぞよろしくお願いいたします。

事　務　局　続いて、新たに就任されましたお二人の委員の方をご紹介させていただきます。

（１）まず、東京都北多摩北部建設事務所工事第一課の宮崎課長が転任されまして、後任に藤田課長が就任されました。本日は所用により欠席というご連絡を受けております。皆様、よろしくお願いしますということでした。

（２）次に、東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課の室木課長が転任されまして、後任に中山課長が就任されました。

それでは、一言ごあいさつをいただければと思いますので、中山委員、お願いいたします。

委　　員　東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課長の中山でございます。前任の室木課長の後任で４月から勤務しております。建築行政という立場でございますけれど、いろいろ不慣れな中で参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

事　務　局　ありがとうございました。

新しい名簿を作成しております。机の上にございますので、よろしくお願いいたします。また、都市計画図も新しく作成しましたのでお配りしております。

それでは、これ以降は会長に議事進行をお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

会　　長　それでは、次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

ただいまの出席委員数は１３名で定数に達しておりますので、これより議事

録署名人の指名を行います。名簿にあります順に、神石委員、浅野間委員を指名いたします。

なお、飯田委員、それから先ほどもご紹介のときにありました藤田委員が、本日、都合により欠席という連絡が入っておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、市長よりごあいさついただきます。

（市長挨拶）

市　　長　皆さま、こんにちは。市長の小林でございます。本日は、お忙しいところ、本審議会にご参集いただきまして、ありがとうございます。

また、平素から市政に関しまして、ご指導とご鞭撻を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

東京都の人事がございまして、お二人の新委員をお迎えいたしました。市の組織改正もございましたけれども、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日、ご審議いただきます諮問案件はございません。報告事項といたしまして、小川町一丁目土地区画整理事業についてなどの４件がございます。

都市計画をはじめ市政運営にあたりましては、引き続き委員の皆様方のご指導、ご支援をいただきながら、小平市の掲げる「躍動をかたちに　進化するまち　こだいら」という将来都市像を目指して、鋭意努力を続けて参る所存でございます。

何とぞよろしくお願いを申し上げまして、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

会　　長　ありがとうございました。ここで市長は、所用のために退席いたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

（市長退席）

（報告事項）

会　　長　それでは、先ほど市長からもお話がありましたように、本日は審議案件という形のものはございませんが、これからの市の状況、特に建設部門における市のこれからの予定等の報告事項がございますので、その順に従って１件ずつ担当課より報告をいただき、また、ご質問もお受けするように進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに「小川町一丁目土地区画整理事業」につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

担当課長である区画整理支援課長より説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

事　務　局　都市開発部区画整理支援課の栗原と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、区画整理事業につきまして、画面を使いまして紹介させていただきたいと思います。

はじめに組合の概要について、前回の説明と少し重複するところがございますが、ご説明いたします。事業の名称は「小平市小川町一丁目土地区画整理事業」でございます。施行者は、小平市小川町一丁目土地区画整理組合となります。組合の所在地は、小平市小川町一丁目５６４番地となります。事業地区につきましては、図のとおりでございます。組合の設立年月日は、平成１７年１月２７日でございます。事業施行期間は、平成１７年１月２７日から平成２５年３月３１日までの、８年間を予定してございます。組合の構成としましては、地権者が６１名、理事７名、監事３名、評価員３名で構成されております。

次に事業計画の概要ですが、施行区域は赤線で囲まれたところとなります。面積は１８．０４haでございます。

次に都市計画道路ですが、東西道路として都市計画道路３・３・３号線、幅員２８ｍ、全長約３４０ｍが整備されます。また、南北道路として都市計画道路３・４・２３号線が、幅員１６ｍ、延長約３８５ｍが整備されます。

都市計画道路以外の道路としましては、区画道路が約４，５２０ｍでございます。そのほか、公園及び緑地といたしまして、地区の中央に第１公園、その西側に第２公園、地区の南側に第３公園が計画され、その西側に緑地が１か所、合計９，４００㎡建設される予定でございます。

また、第１公園には隣接して地域センターと児童館が市の施行として整備され、地区南側の第３公園には隣接して子供キャンプ場が建設される予定でございます。

この事業により公共用地が整備されますと、公共用地率が２．９９％から３１．９２％になります。減歩率は３８．８７％が見込まれております。総事業費といたしまして４９億円を予定しております。

次に、平成１７年４月以降の経過をご報告いたします。

平成１７年４月１日から組合事務所を開設し、役員１０名、事務職員３名、計１３名で事務の執行をしています。事業内容ですが、自然環境調査としまして、動植物の生態調査を行いました。続きまして道路構造を設計するための地質調査、個々の土地の面積を確定するための一筆地測量、道路の高さを決定するための路線測量、及び基本設計を行ってきました。現在は平成１８年９月以降に予定しています仮換地指定の設計に着手しているところでございます。

次に、事業計画の変更箇所をご説明いたします。

一部に事業計画の変更を行う必要が生じたため、８箇所変更いたします。１か所目は、①番でございます。小川用水の一部を付替えるため、宅地の一部を区域に編入いたします。②番でございますが、土地利用の観点から区画道路の

位置を変更いたします。③番は、地区内地権者の相続発生に伴い区域外の宅地を編入いたします。④番は、里道、赤道とも言われておりますが、土地有効利用から区域へ編入いたします。⑤番は、コミュニティ道路の歩道の位置変更に伴い区画道路中心線を東側に移動したため、その南側となる道路についても東側へ移動いたします。⑥番は、保留地処分計画から地域センターを含む第１公園の位置が東側に移設となります。それに伴い、幅員６ｍの区画道路２８７ｍを廃止いたします。⑦番は、道路管理上の観点から道路幅員を変更いたします。⑧番は、区域外の小川用水の幅員が３．６４ｍであることから、区域内の用水も４ｍから３．６４ｍに変更いたします。

次に、事業計画変更までの流れについてご説明をいたします。今年の３月２３日の第３回総会において、事業計画の変更が審議され、事業計画変更の申請が決定されました。４月には変更に係る区域の追加分について公告を行い、２週間の縦覧期間を経て、昨日、無事終了いたしました。また、５月１５日まで１か月間の借地権の申告期間を設けております。借地権の申告期間が終わりますと、里道の公共用地の編入、同意書の収集を経て、事業計画変更の認可申請を６月以降行う予定です。認可申請後、市において縦覧を２週間、東京都において意見書の提出期間を４週間設けた後、事業計画変更が都より認可される予定でございます。

次に、平成１８年度から工事に着手いたしますので、年度別の施行計画をご説明いたします。

区域を５つに色分けしてございます。①の緑色の区域を平成１８年度に工事いたします。②のピンク色を１９年度に工事いたします。③の水色が２０年度でございます。④の茶色は２つの区域に分かれておりますが、２１年度でございます。⑤の黄色の部分につきましては、２２年度を予定しております。そして公園、緑地等はその後の工事となります。

次に、平成１８年度の主な予定をご説明いたします。先ほど説明しました年度別施行計画で緑色の部分を施行するため、まず、７月に仮設道路工事を行います。次に、９月以降になりますが、仮換地指定を行い、その後に下水道、上水道、ガス工事等の地下埋設工事、及び、道路築造基礎工事を順次開始していく予定でございます。

以上が小川町一丁目土地区画整理事業の概要、及び、進捗状況の説明でございました。

会　　長　ご苦労さまでした。

それでは、何かこれは改めて聞いておきたいというようなこと、あるいは問題点と思われる箇所がありましたら、ご質疑をお受けいたしますのでよろしくお願いします。

委　　員　道路の問題ですけれども、３・４・２３号線がとりあえず区画整理事業の中では玉川上水にぶつかる形で取りつけられますよね。計画では、玉川上水を越えて立川の方までつながる計画になっていると思うのですが、玉川上水は史跡にも指定されているので、さわらないというふうになっていると思うのですが、その点はどうなのでしょうか。

会　　長　よろしいですか、どうぞ。

事　務　局　区画整理事業で行われる道路自体は平面交差で計画を考えているところですが、玉川上水を横断するには、今、言われましたように、史跡指定をされていることもありまして、国や東京都の占用に対する了解をとらないと工事できませんということですので、まず１８年度につきましては、まちづくり課で調査費の予算をとっています。調査をしながら、国に協議をお願いする計画と考えております。施行年度ということになりますと、東京都と多摩地域における都市計画道路の整備方針がございまして、今後、おおむね１０年間で優先的に整備すべき路線と位置づけられています。

会　　長　都市計画道路については後ほどまた、別の項目がありますので、そのときにしていただければと思うのですが。

委　　員　区画整理事業の中で行うのではないですか。

会　　長　ですから、限定しての問題であればお受けしますが。

事　務　局　玉川上水の横断につきましては、土地区画整理事業ではございません。市の事業として、まちづくり課が主管の事業となります。

会　　長　よろしいですか。

委　　員　それでは、都市計画道路のところでもう一度お尋ねします。

会　　長　そのほかございますか。

（なしの声）

なければ、以上で終わらせていただきたいと思いますが、どうもご苦労さまでした。

次に「都市計画公園・緑地の整備方針」につきまして、事務局から報告事項がございます。

それでは、水と緑と公園課長、よろしくお願いします。

事　務　局　水と緑と公園課長の野中と申します。では、私どもからは資料２の「都市計画公園・緑地の整備方針」につきましてご報告申し上げます。

まず、東京都では都市計画審議会の答申「東京らしい緑をつくる新戦略」を受けまして、首都東京にふさわしい緑づくりを推進していくための指針となる「みどりの新戦略ガイドライン」を作成いたしました。ガイドラインでは、緑の目標の達成に向け、東京都が今後新たに取り組む施策の１つとして、「都市計画公園・緑地の整備方針」の策定を示しました。それがお手元に配付してお

ります概要版でございます。

都市計画公園・緑地の整備方針は、緑の拠点や軸の中核となる都市計画公園・緑地の計画的、効率的な整備促進と整備効果の早期実現に向け、東京都と特別区の２３区、多摩２６市と２つの町が合同策定検討会議を設置いたしまして作成したものでございます。

都市における公園・緑地は、都市景観としての緑の維持のほか、潤いと安らぎをもたらし、災害時の避難場所の確保や防災上の空地、さらにはヒートアイランド現象の緩和などの環境保全に資する重要な役割を担っております。このような観点から事業化計画を策定いたしました。東京都全体の都市計画決定した都市計画公園・緑地面積は、資料の中を開いていただきますと、左下にグラフがございますが、１万６００haあります。そのうち、未供用の都市計画公園・緑地が６，２００haございます。その中で社寺境内地など既に緑が確保されておりまして、整備を要しないとする区域３，６００haございますが、それを除いた部分の２，６００haを事業化計画検討対象区域といたしました。事業化計画検討対象の２，６００haのうち、その機能、あるいは水と緑のネットワーク形成、それから都市問題への対応の観点から、２０１５年までに優先的に整備に着手する予定の重点公園・緑地を選定いたしました。さらにその中で優先的に整備をする区域として４５３haを設定したものでございます。なお、この優先整備区域の設定を含む事業化計画につきましては、おおむね１０年ごとに更新することとしております。

小平市における優先整備区域につきましては、資料の中を開いていただきますと左側に地図、右側に東京都、特別区、市、町の優先整備区域が載っておりますが、小平市は右の行の５４番目のところに延命寺公園９００㎡と載ってございます。これにつきましては、現実的な見地から延命寺公園の一部を優先整備区域として設定したものでございます。

次に、都市計画公園・緑地の区域の中で優先整備区域以外のところにつきましては、都市計画法第５３条の建築制限を緩和していく措置をとります。都市計画公園・緑地の整備状況や最近の建築動向、及び区部の都市計画道路や他の自治体の緩和事例などを踏まえまして、「多摩地域における都市計画道路の整備方針」策定内容との整合性を図り、地権者の負担軽減、防災性向上などの観点から、現在、２階建てまでに限られていた都市計画法第５３条の建築制限を、３階建てまでに緩和するものでございます。建築制限の緩和につきましては、６月１日からの施行を予定しております。また、建築制限の緩和の要件としては、優先整備区域以外の区域であること、区画整理や再開発など、市街地開発事業等の支障にならないこと、３階建て以下で地下がないということ、それから、主要構造部が木造、鉄骨造り、コンクリートブロック造、その他これらに

類する構造であることというような要件がございまして、３階建てまで建築可能になるというものでございます。

以上でご報告を終わります。

会　　長　ありがとうございました。今の件についてご質問があればお受けいたします。

委　　員　延命寺公園も既に今、整備が進んでいるわけですよね。それで小平市は大体どのぐらい整備というのは、パーセンテージでいくと、他市と比較されるとどうなんですかね。そんなには進んでいないのか、ちょっとイメージがわかないものですから、それがわかれば教えてください。何パーセントぐらいになるのか。

事　務　局　他市との比較というような資料を持ってございませんけれども、小平市が整備すべき都市計画公園につきましては、市内の都市計画決定された公園の中で、市が整備するということですので、小金井公園と国分寺市のけやき公園を除きまして、全部で３５公園あるわけですが、面積は４１万７，９００㎡でございます。これに対して開園しているのは２７公園、一部開園を含みます。面積にして１７万２，４９１㎡整備されております。面積率の割合が４１．３％となっております。

以上でございます。

会　　長　よろしいですか。

ほかにございますか。

（なしの声）

会　　長　特にないようですので、以上で終わらせていただきます。どうもご苦労さまでした。

次に報告事項のその３としまして、「多摩地域における都市計画道路の整備方針」につきまして事務局からご報告がございます。担当課長お願いいたします。

事　務　局　都市開発部の中田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、「多摩地域における都市計画道路の整備方針」の策定についての報告を申し上げます。

「多摩地域における都市計画道路の整備方針」がここで策定されました。はじめに、整備方針の策定の経緯でございますが、都市計画道路の整備を計画的、効率的に進めるために、過去２度にわたりおおむね１０年間で整備する路線を示し、事業化計画を定め推進してまいりました。第２次事業化計画が平成１７年度で終了するため、新たな事業化計画を東京都と関係市、町が共同で連携して策定をいたしました。検討の過程では、中間のまとめを平成１７年８月に公表し、都民の皆様からのご意見を参考にして、平成１８年２月に整備方針案を公表し、その後、本年４月に整備方針を策定いたしました。

次に、この整備方針において検討した項目の１つ目としまして、未着手路線の必要性を評価項目を決めて確認をいたしました。

２つ目でございますが、今後１０年間で優先的に整備すべき路線をやはり評価項目を決めて、さらに事業の継続性など総合的に評価をし、選定をいたしました。これにより、市内では小平市施行路線として４路線、延長としましては１，１３０m、さらに再開発組合施行路線として１路線、延長５０m。東京都施行路線として２路線で延長１，９４０m、合計３，１２０mを選定いたしました。

３つ目でございますが、都市計画道路区域内における建築制限緩和などの検討をいたしました。長期未着手路線における地権者の負担軽減や準防火地域などにおける耐火性の高い建物への更新による防火性の向上などが期待されていることから、現在２階までの制限を３階に緩和をする基準を設定いたしました。緩和の基準は、当該区間の事業の実施が近い将来見込まれていないこと、すなわち、第３次事業化計画優先整備路線に選定されていないことや、区画整理、再開発などの市街地開発事業等の支障にならないことを条件といたしております。緩和の時期は平成１８年６月１日より実施する予定です。今後はこの整備方針に基づき、都市計画道路の整備を着実に進めてまいります。

以上でございます。

会　　長　ありがとうございました。

ただいまの「都市計画道路の整備方針」についての質疑ありましたらお受けいたします。

委　　員　先ほどの関連なのですけれども、区画整理事業の中で３・４・２３号線を玉川上水手前まで実施しますということだったのですが、まだ方針がはっきりしていないから、とりあえずは平面交差でという話だったと思うのですが、もしこれが立体になったら、二重投資というか、また設計をし直すということなのでしょうか。それがまず１つです。

それから、この中に入っている優先整備路線で、１から６までありますよね。この番号を振ってあるのは優先度の高い順なのでしょうか、それがちょっと心配だったのですけれど。ただ、番号を振っただけなのか、その点をお示しください。

事　務　局　最初に３・４・２３号線についてお話をいたします。３・４・２３号線は玉川上水の横断部につきましては、現在水道局が「玉川上水保存管理計画」を策定しておりますので、その計画いかんによってどういう条件が付されるかというのが未定でございます。この辺が決まりましてから平面でいけるのか、あるいはそれ以外の方法をとるのかということを、選択する必要があります。したがいまして、現在、区画整理組合では平面で設計されてございますけれども、

施工の段階までにはその方向性を決めたいというふうに考えております。

それから、番号について、すべてで７路線ございますけれども、これは優先順位とは関係ございません。

以上でございます。

委　　員　それなら、考えとかその規制を緩和するのは、当面その事業が行わないという条件だというお話でしたよね。では事業を行うというふうに決まったときに、例えば、１０年後から事業を行うのだとか、そういうのが決まるわけでしょう。それによって何か基準というのがあるのですか。

事　務　局　今回は平成１８年から平成２７年までの事業ということで優先整備の計画をさせていただきました。今回、その路線に入らなかったところについて緩和をいたしますということです。おおむね１０年間は着手できないであろうということから、一定の緩和をする方向に決めたわけでございます。

以上でございます。

委　　員　ということは、逆に言えば１０年間のもうぎりぎりの時期に３階建てを建ててもそれは別に問題がないということですね。要するに１０年ごとにしか見直しをしないということになるわけですね。

事　務　局　今後、新たな計画、あるいは新たな規制を課すことも考えられますけれども、現状では１０年間の計画を定めましたので、その間はそれ以外の路線については緩和をするという方向でございます。

委　　員　確認なのですが、この優先整備路線に限って言うと、１０年間のうちには必ずやるということでよろしいのでしょうか。

事　務　局　その１０年間で着手をするという方針でございます。完成までということになりますとさらにまた時間がかかると思います。

以上でございます。

会　　長　ほかにありますか。

（なしの声）

会　　長　なければ以上で終わらせていただきます。どうもご苦労さまでした。

次に報告事項その４、「都市計画マスタープランの改定」について、報告をお願いいたします。まちづくり課課長補佐、よろしくお願いします。

事　務　局　まちづくり課の河原と申します。よろしくお願いいたします。

小平市の「都市計画マスタープランの改定」についてのご説明をいたします。前回の都市計画審議会でもご説明させていただきましたが、都市計画マスタープランは目標年次を平成１７年度といたしておりまして、平成１１年度に策定いたしました。

平成１１年度以降に、都市計画法の改正、小平市の第３次長期総合計画の策定、市内で大規模な土地利用転換が発生したことがございまして、昨年度から

現行のプランを見直しております。策定は今年度中に行いまして、本都市計画審議会に諮問いたしたいと存じます。

改定にあたりまして、学識経験者３名、市民公募委員７名によります都市計画マスタープラン検討委員会を立ち上げております。この検討委員会では改定案についてご検討いただく会議と位置づけまして、第１回目の検討委員会を１月１８日金曜日、中央公民館で開催いたしました。まず、市長からごあいさつをいただきまして、委員１０名のうち７名の方が市民公募委員でございます。皆様が生活している観点から遠慮なくご意見を頂戴いたしたい、専門的なことは専門の方に任せて、市民公募委員の皆様には多少的外れな意見があってもどんどん意見を出していただき、この改定について取り組んでいただきたいというごあいさつがございました。会議の内容といたしましては、改定方針の説明とご了承をいただいております。

第２回目の検討委員会でございますが、３月８日水曜日に中央公民館で開催しております。内容といたしましては、こまちモニターアンケートの結果について、現行マスタープランの施策の実施状況の説明について、小平市の土地建物の利用の変化について、ＮＴＴ花小金井東社宅、東京都立薬用植物園についての４種類の資料に基づきまして、まず事務局から説明を行いまして、討議となりました。最後に委員長に整理をしていただきまして、今後のこの「都市計画マスタープランの改定」の主眼点という形で総括していただきました。まず目標として、この都市計画マスタープランの全体の都市像、将来像についてさらなる検討をしてまいりましょう。手法、手段といたしまして、住民参加のあり方、このプランをだれが担っていくのか、これについてはっきりしていきましょうと。テーマについてでございますが、改定の重要なテーマといたしまして、道路の問題、安全・安心、歩道の確保について。２番目といたしまして、緑の問題。生産緑地の保全と維持。３番目といたしまして、大規模開発、土地利用転換の問題。これを検討委員会の中で取り上げていきたいと。４番目でございますが、これは宿題という形にはなりましたが、アクションプランが作成できないか。また、プランの中に断固たるこだわりを持ったプランとならないかと、こういうことも出てまいりました。

続きまして、策定の体制でございますが、地域の意見を聞く懇談会といたしまして、こまち懇談会を３月と４月にかけて市内７地域で開催しております。資料４の方をご覧いただきたいと思います。先ほどの検討委員会の中では、各地域で、とにかくまちづくりに関する意見をたくさん吸い上げようという形で、こちらのこまち懇談会につきましては、市民公募委員の方が司会となり実施してまいりました。開催状況といたしましては、７地域で１０７名の方が参加していただきました。平均いたしますと、１地域１５名でございます。

この取りまとめといたしましては、各地域で出ました意見をもとに課題別に抽出しているものでございます。このまとめにつきましては、次回６月に行われます第３回都市計画マスタープラン検討委員会で報告いたしまして、現在の都市計画マスタープランの改定項目や検討項目の主眼点に選定をするかどうかの議論を行っていく元資料となります。

この資料には、現行都市計画マスタープランの課題でございます整備方針、意見という項目で分類しております。まず、土地利用でございます。こちらは、駅周辺商店街等における商業施設や生活利便施設の立地誘導、商業まちづくりに向けての官民連携方策について、こういう形にまとめさせていただきました。

各地域では、特に小川駅、小平駅で活発なご論議をいただいております。この２駅につきましては開発、再開発等の期待と逆に市民の方からいわゆる周辺住環境に配慮した開発をお願いいたしたいと、そういう意見が出ておりました。

また、各地域の商業の落ち込みについてという形の意見が出ておりました。

続きまして、道路交通ネットワークの整備でございます。今後、１０年間を念頭に置いた都市計画道路と交通軸の位置づけについてでございます。こちらにつきましては、先ほども都市計画道路の説明がございましたが、都市計画道路を推進してまちをつくっていこうという考え方と、都市計画道路については本当に要るんですかという計画の見直しについての意見が出ておりました。これについては検討委員会に諮り、結論を見出していきたいと思います。

続きまして、歩行者、自転車を尊重した道路整備、道路環境の改善、こちらの意見につきましては、各地区たくさん意見が出ておりました。特にもう整備ができないのであれば、一方通行などの交通規制も視野に入れて何らかの安全を図っていただきたいという意見もございました。

続きまして鉄道駅の交通結節拠点としての機能を向上、バリアフリー化の推進についてでございます。こちらにつきましても、道路を整備して、やはり駅周辺のバリアフリー化を行っていただきたいという要望が出ておりまして、特にたかの台地区では重点要望事項という形で会としてまとまりました。

また、コミュニティバス、いわゆる公共交通のことについてのご要望が出ておりました。防災まちづくりの整備では、防犯面での取り組みの更新について。水と緑と公園の整備につきましては、保全と活用、グリーンロード、東京都等との連携という形で緑という資源を生かしていただきたいというご提言をいただいております。住宅住環境の整備につきましては、いわゆる誇れるまちとしての目標イメージがなかなか描きづらいのではないかという意見をいただきました。都市、アメニティーの形成につきましては、福祉のまちづくりについては、例えばアダプト制度とか、ボランティアの形でやっていることについてのご披瀝をいただき、そういう活動を取り入れていっていただきたいという意見

が出ております。また、市内の中にバリアフリーなまちづくりを目指していただきたいという意見も寄せられております。今までの意見、課題につきましては、現在の都市計画マスタープランの整備方針の中のものでございます。

続きまして、２つございますが、新規課題という形で、大規模開発、開発行為のあり方と都市計画マスタープランのあり方、使い方、まちづくりの進め方という形の取りまとめも行っております。

まず、大規模開発、開発行為のあり方につきましては、市民、地域住民が理解し、共生共存できる開発事業のかかわり方についてのご要望をいただいております。

続きまして、都市計画マスタープランのあり方でございますが、こちらにつきましては、現在の都市計画マスタープランが、実現不可能なことが多過ぎるのではないかと、もう少し具体化するようなものについて書き込んでいただきたいというご要望が、市民の方からございました。

プランをつくるのであったら、進行管理等の評価を行っていただきたい。また、この小平市以外も、周辺自治体等とか、広域行政圏の東京都と連携を図っていっていただきたいという意見がありました。

そして、この都市計画マスタープランができた後のまちづくりの実現についてという形で、活用方法、市民のまちづくりへのかかわり方について、市民の方から行政ができなければ市民たちでやろうではないかという形の意見もいただいております。

これらのこの課題につきましては、先ほどもご説明いたしましたが、都市計画マスタープラン検討委員会に諮りまして、新しい都市計画マスタープランへ反映してまいります。

最後になりますが、モニターアンケートについてでございます。きょうは資料をお配りしておりませんが、２月に市内のまちづくりに関連する団体、市が主催する会議の市民公募委員、大学、企業、神社、お寺などの方にモニターになっていただきまして、モニターアンケートを実施しております。モニター数は２３３人、回答数といたしまして２１７人、回答率は９３．１％というとても高い回答率でございました。集計結果の特徴といたしましては、道路、歩道の安全、駅周辺整備について取り組んでいただきたいという意見が多数ございました。

以上が、小平市「都市計画マスタープランの改定」についての途中経過でございます。以上でございます。

会　　長　ありがとうございました。

これは大分項目も多いし、また、聞きたいこともあるのではないかと思いますので、ここで質疑をお受けしますので、ありますか。

委　　員　１つは、小平市の特徴、そのまちの特徴というか、そういう議論というのは特になかったのですかね、それがまず１つです。

それから、一番最後の方で話題になった実効性がどれだけ担保されるのかと。随分、マンション建設とかであったわけですが、それをどう担保していくのかという議論というのは、例えばまちづくり条例をつくるとかという話等になっていくわけだけれど、そういう議論というのは。要するにもっとレベルを下げればいいということではなくて、その中身を具体化し、要するにその中身に沿わない開発行為については、規制ができる担保をどうつくっていくのかという、こういう議論というのはあったのですか、その２点だけ。

事　務　局　まず、小平の特徴はグリーンロード関係かなと思います、誇れるものという形、そういうテーマは特になかったと思います。あと、実効性につきましては、先ほども、こまち懇談会につきましては、まず課題を吸い上げようという形になっておりますので、では次はどうするかについては、プランを担保あるものにしていただきたいというご要望をいただいているという段階でございます。その実効性につきましては、第３回目の検討委員会等でやはり展開していきたい議論と思います。

会　　長　ほかにございますか。

特にないようですが、まだこれからの検討課題等々含まれておりますので、これからの検討課題を含めて、皆さんが頭の中に描いていただいても結構だと思いますが、もしこれはというようなことがありましたらどうぞ。

特になければ以上で終わりたいのですが、よろしいですか。

（なしの声）

会　　長　では、以上で終わらせていただきます。どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

本日は以上で終了となりますが、事務局から報告事項があるそうですので、お願いいたします。

（事務連絡）

事　務　局　報告事項がございます。

平成１０年８月より市民公募委員として２期４年間にわたりご尽力いただきました藤森委員でございますが、今年の８月６日をもちまして退任ということになりました。次回の審議会が１０月ごろの予定でございますので、藤森委員から一言ごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委　　員　どうも２期にわたりまして大変有意義な審議会に参加させていただきまして、市民として本当にありがとうございます。最後に当たりまして、ちょっとまたお願いをしておきたいと思うのですが、東京都の下水道の整備の話なんかが出て、これからおやりになるとうかがいました。下水道で、もしできましたら、

小川町の一丁目の土地区画整理事業なんかとあわせまして、例えば小平市の中にモート、堀を掘りまして、これに雨水を吸収させる、沈砂池みたいな格好、もしできればそれを景観として、公園の中にも取り入れていただければ非常にいいのではないかなと。ただ、これはちょっと土管を引くのにお金がかかるので、小平市の財政ではどういうことかというのは、ちょっとわかりません。もし必要とあらばその上をコンクリートでふたをすれば道路はいつでもできるような、そんなふうに思っております。

それから、もう一つは、実はいろいろな市民の活動をしておりまして、焼き芋大会をやろうと、お年寄りの方にも声をかけても、実は焼き芋のできる公園というのは小平市にないのですね。本来だったらバーベキューなんかを是非やりたいのですが、これは、私はハードウエアではなくて、ソフトウエアなので、必ずしも都市計画審議会の話ではないと思うのですが、これらをぜひ整備していただいて、西の方と東の方にせっかくこんなに緑の多い都市なのですから、バーベキューのできるような公園が１か所、２か所あってもよろしいのではないかなと、そういうふうに思っております。そういうことをぜひ実現させていただいたら、非常に今後も幸せだと思います。長い間、どうもありがとうございました。

（拍手）

会　　長　なかなかおもしろいアイデアを聞かせていただいて、どうもありがとうございました。

それでは皆さん、大変ご苦労さまでした。以上で本日の会議をすべて終了いたしました。ご苦労さまでした。

（閉会）